

玉城町感震ブレーカー設置事業補助金交付要綱

令和8年6月23日
告示第80号

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震の揺れに伴う電気機器からの出火や停電復旧時に起こる火災の発生を防ぐ感震ブレーカーの設置に係る補助金の交付手続等に関する基本的事項を定めることにより、補助金の交付に関する業務の適正かつ円滑な運営を図るため、玉城町補助金等交付規則（昭和43年玉城町規則第5号）及び玉城町町税等の滞納者に対する行政サービスの利用制限等に関する要綱（令和5年玉城町告示第91号）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において感震ブレーカーとは、地震発生時に電気を遮断することで、電気に起因する出火を防止するための器具をいい、次のいずれかに掲げるものとする。

- (1) 分電盤タイプ 一般社団法人日本配線システム工業会の感震機能付住宅用分電盤(JWDS0007付2)の規格で定める構造及び機能を有する内蔵型及び後付型のもの
- (2) 簡易タイプ 一般財団法人日本消防設備安全センターの推奨証を有するもの

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、町税の滞納のない個人であって、自己の所有又は居住する玉城町内の住宅に感震ブレーカーを新たに設置する者とする。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 玉城町内に所有又は居住する住宅に感震ブレーカーを設置する事業
- (2) 玉城町内に新たに建築する住宅に感震ブレーカー（分電盤タイプ内蔵型のもの）を設置する事業

(対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、感震ブレーカー本体の購入費用及び電気工事が必要な場合の設置費用とする。

(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、前条に掲げる対象経費の合計額に2分の1の補助率を乗じて得た額（当該額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、3万円を上限とする。

2 第4条第2号に該当する事業への補助金の額は前項の規定に関わらず1万円とする。

3 補助金の交付回数は、住宅1戸につき1回を限度とする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、玉城町感震ブレーカー設置事業補助金交付申請書（様武第1号）に、次に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 感震ブレーカーを設置する住宅の住所が確認できる書類
- (2) 感震ブレーカーを設置する予定場所が確認できる写真
- (3) 対象経費の内訳がわかる見積書
- (4) 設置する感震ブレーカーの形状及び規格がわかる書類
- (5) その他町長が必要と認める書類

2 第4条第2号に該当する事業は、前項第2号及び第3号の書類に代えて、売買契約書の写しを添付し、提出するものとする。

(補助金の交付決定等)

第8条 町長は、前条の規定により補助金の交付申請があったときは、その内容を精査し、補助金の交付の可否を決定し、玉城町感震ブレーカー設置事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

2 申請者は、感震ブレーカーの購入及び設置前に補助金の交付決定を受けるものとする。

(完了実績報告及び請求)

第9条 補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助対象事業が完了したときは、完了後30日以内に玉城町感震ブレーカー設置事業補助金実績報告書兼請求書（様式第3号）に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 感震ブレーカーの購入及び設置工事に係る領収書の写し
- (2) 感震ブレーカーの設置後の写真
- (3) その他町長が必要と認める書類

2 第4条第2号に該当する事業については、前項第1号の書類の添付を略することができる。

(廃止又は中止報告)

第10条 交付決定者は、補助対象事業を廃止又は中止したときは、速やかに玉城町感震ブレーカー設置事業補助金実績報告書兼請求書を町長に提出しなければならない。

(財産処分の制限)

第11条 補助金の交付に係る感震ブレーカーについて、町長の承認を受けずに、譲渡、交換、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 交付決定者が、町長の承認を受けて感震ブレーカーを処分したことにより収入があったときは、町長は、その収入額の全部又は一部を町に納付させることができる。ただし、交付した補助金額を上限とする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年7月1日から施行する。